

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

▶▶▶ 毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

- ◆ 県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、**新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている。**

佐賀県

▶▶▶ 保育施設に寄り添った具体的な指導・助言 — 様式集作成 —

- ◆ 施設への指導に当たっては、施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言等を行っている。
- ◆ 立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、巡回支援指導で複数回訪問中する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された。
- ◆ 特に書類関係の不備がある施設に対しては、書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示して参考にしてもらっている。
- ◆ 具体的には、健康診断の診断書が包括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、保育施設が新たに自分達で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるようにしている。

佐賀県

▶▶▶ 巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

- ◆ 県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。このため、巡回支援指導事業を外部事業者へ委託することによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。

優先的に巡回支援指導の対象とする施設（千葉県）

- ベビーホテル（全施設に実施）
- 新規に設立された施設
- 前年度までに立入調査で指導を行った施設
- 巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設

千葉県